

# 説林

## 車坊に就いて

加藤 繁

私共が或研究題目を掲げて様々の文献を涉獵する際には、屢々難解の語句に逢著して、或は何を意味するか全く見當も附け得ず、或は見當を付けても其の適否を判断するに苦しむことが稀れでない。此かる場合には、多くの類例を蒐集して考察する外はないが、其の類例を集めることが又必しも容易でない。此くて、私共は一語一句の解釋にも往々にして數月若しくは數年をも費すのである。標題に掲げた車坊は其れ程ではないが、兎も角も私に取つて久しい懸案であつた。

車坊といふ語は、唐宋特に唐の文献に見えて居る。即ち唐會要<sup>卷七</sup>軍雜錄には

大中六年九月勅。京兆府奏。條流。坊市諸車坊客院。不許置弓箭長刀。如先有者。並勸納官。云云。

とあつて、長安の諸坊並に東西市の車坊及び客院に弓箭長刀を置くことを禁ずる勅を載せて居る。客院は旅舎の義であらう。唐宋の際旅舎を指して客坊<sup>(1)</sup>、客舍<sup>(2)</sup>〔下文に見える〕客店<sup>(3)</sup>、客邸<sup>(4)</sup>など呼んだが、客院も之と同義であらう。又舊唐書<sup>卷九</sup>玄宗本紀下、開元二十年正月の條には

乙丑制。○<sup>中</sup>略。禁九品已下清資官。置客舍邸店。車坊。云云。

とある。邸及び店は旅舎の意にも倉庫の意にも用ひ

られるが、此の場合は、上に先づ客舎の語が置かれてあるから、倉庫の意に解すべきであらう。右二個條に依れば、長安の坊市に車坊といふものゝ有つたこと、車坊は旅舎倉庫など、同じく商人の經營するものであつたらしいこと、官人中にも之を所有するものゝあつたことなどが窺はれる。次に舊唐書卷十憲宗本紀元和二年の條には

六丁巳朔。始置百官待漏院於建福門外。故事。

建福望仙等門。昏而閉。五更而啓。與諸坊門同

時。至德中。有吐蕃囚。自金吾仗亡命。因勅晚

開門。宰相待漏於太僕寺車坊。至是始令有司據

班品置院。

とある。建福望仙二門は、高宗以來天子の常居と爲つた大明宮南面の門である。「大明宮の正南門は丹鳳門で、其の西に建福門があり、東に望仙門があつた。」此の二門は初めは諸坊の門と同じく毎朝五更に開く定めであつたが、肅宗の至德中、吐蕃の囚が逃亡して

から後、開門の時刻が晚くなつたので、宰相等は、入朝の際、太僕寺車坊に入つて待ち合はすことゝ爲り、其れも不便なので、元和二年遂に待漏院を建福門外に建て、百官休息の場に充てたのである。此れに依つて、車坊には、私有の外、太僕寺所屬のものも有つたことが知られる。宋の錢易の南部新書卷戊には

元和二年。始令僧道隸左右街功德使。其年方於

建福門置百官待漏院。舊但于光德車坊而已。

と云ひ、舊唐書に太僕寺車坊とあるのを、此れには光德車坊に作つて居る。所謂太僕寺車坊と光德車坊とは同じものと受取られるが、顧ふに光德は光宅の誤りであらう。光德は、長安の朱雀街西第三街、北より六つ目の坊であつて、朱雀街東第三街の北に當る大明宮とは痛くかけ離れて居て、大明宮に入朝する宰相等が光德坊の車坊で其の開門を待つやうなとぼけたことは、到底有り得べきでない。光宅は朱雀

街東第三街北端の坊で、建福門と相對して居る。蓋し太僕寺車坊は光宅坊にあつたので、俗に光宅車坊とも呼ばれたのであらう。「或は太僕寺車坊は幾個所にもあつたので、其の光宅坊にあるものを特に光宅車坊と呼んだのかも知れぬ。」さうして光宅車坊は建福門の近くにあつたので、至徳以來宰相以下の待合にも流用せられたのであらう。次に冊府元龜卷四百九十一

邦計部九、順宗即位の赦文には

其莊宅使。從興元元年至貞元二十年十月三十日

已前。畿内及諸州府莊宅店鋪車坊園礎零地等。

所有百姓及諸色人。應欠租課解野見錢繩絲草等。

共五十二萬餘。竝放免。云云。

とある。此れに依つて、太僕寺車坊の外、官有の車坊が畿内及び天下諸州府に散在したこと、官有車坊は官有の莊宅店鋪其他と共に莊宅使の管轄に屬したこと、車坊からは莊宅其他の不動産と同じく租課の收入の擧がつたことなどを窺ふことが出来る。又、

車坊に就いて

唐大詔令集卷二穆宗即位赦の中には

諸州府。除京兆河南府外。應有官莊宅鋪店礎礎

茶菜園鹽畦車坊等。宜割屬所管官府。

とある。此れに依つて、穆宗即位の初め、京兆河南二府以外の官有車坊は、莊宅等と共に莊宅使の手を離れて所在各州府の管轄に歸したことが知られる。

舊唐書卷十憲宗本紀元和八年十二月の條には

辛巳勅。應賜王公公主百官等莊宅礎礎店鋪車坊

園林等。一任貼典貨賣。

とある。此れに依つて、官有車坊は莊宅其他と同じく王公以下に給賜される場合のあつたことが知られる。

抑も車坊とは何物であらうか。願ふに、車坊は、車、主として馬車を入れ置く場所であらう。其れは當時旅客を宿らせる處を客坊と云ひ、病人を收容する處を病坊と云ひ、鴟・鶻・鷹・鷂・狗を養ふ處をそれ  
鴟坊・鶻坊・鷹坊・鷂坊・狗坊と云つたなど、同様

であらう。太僕寺車坊は取りも直さず太僕寺の馬車置場であつたらう。併乍ら車坊の意味は此れで盡さるのではない。上に掲げた如く、長安諸坊市の車坊は一種の營業で、相當有利のものであつたらしく、官有の車坊からは莊宅店舗其他と同じく一定の租課が徴せられ、又王公已下に對する恩賞の用にも供せられたのである。此かる場合の車坊は單なる馬車置場とは考へられない。恐らくは多數の馬車を備へ人に貸附けて料金を取るものであらう。即ち貸馬車屋であらう。現在、北京に車廠といふものがあつて貸馬車を營業して居るが、古の車坊も之に類したものであつたらう。さうして、車坊には、商人自ら之を所有し且つ營業するものもあれば、官有若しくは王公已下の所有に係る其の建物設備一切を借受けて營業するものもあつたであらう。官有若しくは王公已下の所有に係る車坊の借受料は相當高價で、所有主に取つては好個の利源であつたであらう。此く解釋

すれば順宗穆宗即位の敕文並に憲宗元和八年の勅に、車坊が、莊宅・店舗・碾磑〔店舗碾磑は俱に商人等に貸附けて賃借料を取るもの、碾磑は水車場〕など收益ある不動産と併せ擧げられた理由も判明し、又舊唐書開元二十九年正月の制及び唐會要大中六年九月の勅に、客院邸店等交通運輸に關する營業と共に列擧されたのが偶然でないことも首肯せられる。因みに言ふ、大中六年の勅に車坊客院に弓箭長刀を置くことを禁じたのは、當時客院に於ては賊難を警める爲めに武器を備へ、車坊に於ても、同じ目的を以て武器を携へて、馬車を劬うた人を護送するやうなことがあつて、而も其れが爲め反つて弊害を生じたからであつたらう。

私は數年前本誌に寄せた内莊宅使考に於て、車坊は貸馬車屋であらうと稍不安ながら推測したのであつたが、其の後更に若干の資料を獲て少しく其の意味を確かめることが出來た。乃ち改めて此の小考證

を作る。

- 1 客坊の語は王定保の唐鑑に見える。即ち同書卷十一に張楚與達奚侍郎書(中略)初到都下。同止客坊。早已酸寒。復加屯蹕。とある。尙は玉海卷百七十二にも見える。
- 2・3 客店の語は宋の孟元老の東京夢華錄卷三に見え、客邸は彭乘の墨客揮犀卷七等に見える。
- 4 唐會要卷四十九參照。
- 5 唐會要卷七十八參照。

## 古代日本に於けるオールデ

アルに就いて (二)

一 火を適用したるオール

デニアル

白鳥 清

記紀の中で、犯罪行爲の有無を立證するに、火を適用したオールデニアルの明白なる記載が、皇孫ニ

古代日本に於けるオールデニアルに就いて

ニギノミコトと、コノハナサクヤヒメとの物語に表  
示されてゐることは、十四卷第二號に論證して置い  
たのであるが、其の物語以外に於いて、こゝに注意  
を要するものは、日本書紀の欽明天皇紀續に見える  
記載で、

是月、或有譖馬飼首歌依曰、歌依之妻、逢臣讚  
岐、鞍韉有異、既而熟視、皇后御鞍也、即收廷  
尉、鞫問極切、馬飼首歌、依乃揚言誓曰、虛也非  
實、若是實者必被天災、遂因苦問伏地而死、死  
未經時、急災於殿、廷尉收縛其子守石與名瀨水  
守石水皆將投火中、投火爲刑蓋古之制也  
名瀨名也將投火中、古之制也  
呪曰、非吾手投以祝  
手投、呪訖欲投火、守石之母祈請曰、投兒火裏、大  
災果臻、請付祝人使作神奴、乃依母請、許沒神奴。  
とあるのがそれである。

いま此の記述を通讀して見るに文の構成が頗る不  
分明であり、従つてこれが解釋にも困難を感ずるの  
であるが、またそれだけに考究すべき價值が存する